

平成23年度 主任介護支援専門員研修 事例提出について（Q&A）

Q1：利用者が亡くなってしまった、又は、現在は担当が変わった等、過去の事例（完結してしまった）事例でもいいのでしょうか？

A1：終了事例でも結構です。

Q2：施設ケアプランを立てていて、サービス提供等施設内で完結してしまうので、特に検討してほしいことなどないのですが？

A2：提出していただく事例は、（施設）ケアプランそのものの検討には限定していません。例えば、家族との調整を要する事例や行動障害を伴う入所者への対応事例、あるいは身寄りのいない入所者の財産管理を要する事例など（これはあくまでも一例です）、ございませんでしょうか。

※この研修課目「事例研究及び事例指導法」の目的及び内容については、厚生労働省の主任介護支援専門員研修実施要綱には以下のように示されていますので、ご参照ください。

<目的>

単に事例研究を行うだけでなく、支援困難事例等を含めた事例を、各ポイントをわかりやすく指導、説明できる技能を会得する。

<内容>

- ・事例を用いた指導手法のポイント
- ・指導における留意点等

を踏まえながら、実際に指導する立場にたって相互に評価するとともに、講師の助言を得ながら指導方法の向上を図る。